

覚 書

大森善郎（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、乙が甲の英語レッスンとチャリティー活動の趣旨に賛同の上、以下の通り覚書（以下、「本件覚書」という。）を交わすものとする。

第1条（本件覚書の目的）

本件覚書は、甲が海外駐在勤務や国際ビジネス経験で得た英語力やノウハウについて英語レッスンを通じて乙に受け渡すに際し、授業料その他の費用を受領せず、かわりに乙がチャリティー活動として公益財団法人日本盲導犬協会等へ寄付することを促進することによって、社会福祉の発展に貢献するとともに、甲による非営利の英語レッスンを無理なく持続的に運営させることを目的とする。

第2条（甲の基本的責任等）

1 甲は、乙に対して、甲が海外駐在勤務や国際ビジネス経験で得た英語力やノウハウを受け渡す（以下、「本件英語レッスン」という。）ものとする。ただし、甲は、本件英語レッスンを全て甲の個人的なスケジュールの空きを利用して行うものであり、本件英語レッスンの継続や休止等について一切の責任を負わないものとする。

2 本件英語レッスンは、アメリカ大統領の演説内容を講義するものであり、英会話を目的としたものではない。

第3条（乙の基本的責任等）

1 本件英語レッスンは営利を目的とするものではなく、乙は甲に対して本件英語レッスンの授業料その他の費用（教室の光熱費、教材費等のレッスンに関わる費用を含む。）を支払う責任を一切負わない。ただし、乙は、本件英語レッスン4回が終了する毎に更に継続を望むときは、公益財団法人日本盲導犬協会又は甲が指定するその他の社会福祉関係者へ寄付金1万円を振り込むことが期待される。振込手数料が発生する場合は乙が負担するものとする。

2 乙は、本件英語レッスンの時間中は、甲の指示に従い、他の生徒に迷惑となる行為を行わないものとする。

第4条（公益財団法人日本盲導犬協会との関係等）

1 甲と公益財団法人日本盲導犬協会との間には金銭的關係は存在せず、甲が盲導犬育成に個人的に深い思い入れがあることから、一方的に支援するだけの関係である。

2 甲は社会福祉への貢献を希望しているものであり、寄付金の宛先は公益財団法人日本盲導犬協会に限定されず、甲が指定するその他の社会福祉関係者とすることもある。

第5条（本件英語レッスンの受講資格）

- 1 本件英語レッスンを受講するには、筆記試験（英語力と作文）及び面接試験（以下、これらをあわせて「本件受け入れ試験」という。）を受けて合格する必要がある。
- 2 合否通知は試験の実施後1週間以内に郵送で通知する。
- 3 合否の理由は一切開示されないこととする。

第6条（空席待ち）

本件受け入れ試験に合格しても、合格者数が受け入れ枠を超えている場合には空席待ちとなる。

第7条（本件英語レッスンの受講方法等）

- 1 乙が本件受け入れ試験に合格した場合、甲は、本件英語レッスンのホームページ上の予約システムで使用するIDとパスワードを、乙にメールで通知する。
- 2 前項のIDとパスワードは本件英語レッスン4回分について有効とし、有効期間は4ヶ月間とする。
- 3 乙は、本件英語レッスンのホームページ上の予約システムを使用し、乙自身で責任をもって予約又はキャンセルを行うものとする。
- 4 甲は、前項の予約システムの使用方法について、電話での問い合わせは受け付けないものとする。
- 5 甲は、本件英語レッスンの予約又はキャンセルについて、いずれも本件英語レッスン開始予定時刻の24時間前まで受け付けるものとする。
- 6 前項の受付時間を過ぎたキャンセル又は欠席は、1回分の受講とみなす。

第8条（本件英語レッスンを行う会場）

基本的に以下の場所とするが、変更も有り得る。

東京都港区高輪 3-25-27-504 鹿島学園高等学校品川キャンパス

第9条（本件英語レッスン1回あたりの時間）

基本的に90分とするが、生徒数に応じて変動することもあり得る。

第10条（本件英語レッスンの継続受講資格の付与）

本件英語レッスンが4回終了した後に乙が更に継続して受講を希望する場合において、乙が次の各号の条件をすべて満たすときは、甲は、本件英語レッスン4回分の継続受講に必要なIDとパスワードを、乙にメールで通知する。

- (1) 乙の学力や適性が継続に適正とみられること

(2) 乙が公益財団法人日本盲導犬協会又は甲が指定するその他の社会福祉関係者宛てに、ゆうちょ振込票にて1万円の寄付をしたこと（振込手数料が発生する場合は乙負担）

(3) 受け入れ人数の範囲内であり、空席待ちとする必要が無いこと

第11条（個人情報の取扱い）

1 甲は会場・レッスンを無料で提供するにあたり、安全管理を確保する目的で写真付きの身分証明書（免許証・パスポート等）のコピー提出を乙に求める。

2 日常の連絡以外に災害時などの緊急連絡先として、乙は甲に氏名・住所・電話番号・メールアドレス以外に、緊急連絡先の氏名・住所・電話番号・メールアドレスの情報を提供する。

3 前二項において甲に提供される個人情報は、一切外部には提供されないように甲は責任を持って管理する。

本件覚書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都品川区西五反田 5-1-1-1305
大森善郎

乙